

あなたの犬・ねこが、 ご近所から 好かれるために!!

飼い主は、周囲に迷惑や危害を

及ぼさない心くばりとしつけが大切です。

犬はけい留を!!
ねこは屋内飼いを!!

ご近所の人すべてが、
犬・ねこの好きな方とは
限りません。
そんな方々からも理解
の得られるよう、責任を
もって飼いましょう。

●犬を放し飼いにしないで!!

散歩のときも、**引き綱**は必ずつけましょう。
特定犬は**オリ**の中で飼いましょう。

●鳴き声・悪臭にご用心!!

むだばえしないようにしつけましょう。
飼っている場所を**清潔**に心がけましょう。
散歩中の「ふん」は必ず持ち帰りましょう。

●犬・ねこを捨てないで!!

子犬、子ねこは飼っていただける方が必ず見つかるとは限りません。
飼い主の責任で**不妊・去勢手術**を受けましょう。

●犬の登録と狂犬病注射は 飼い主の義務です!!

「鑑札・注射済票」は必ず首輪などに**装着**しましょう。(所有者の明示)

●ねこは屋内で飼いましょう!!

感染症や交通事故から守るため、
ねこは**屋内**で飼うように努めましょう。

●犬・ねこにエサだけ与えている人へ!!

飼うなら責任をもって、他の人への迷惑を
かけないように正しく飼いましょう。
無責任な飼い方は、みだりに繁殖させ、犬・
ねこを不幸にしまいます。

●災害に備えて ～避難所で一緒に暮らす為に～

日常的に健康管理としつけを行いましょう。

- ケージに慣らす
- むだ吠えをしない
- 「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけ

- 迷子札やマイクロチップの装着
- 狂犬病予防接種と各種ワクチン接種
- 寄生虫の予防・駆除

—人と動物が共生する地域社会の実現をめざして—

茨城県動物指導センター

〒309-1606 笠間市日沢47

Tel.0296-72-1200

茨城県 動物

検索

犬の飼い主の責任を 果たしましょう

放し飼い禁止!!

脱出防止!!

けい留!!

しつけと訓練!!

- 犬の**放し飼い**はやめましょう。
- 犬が施設から**脱出しないよう**必要な措置を講じましょう。
- けい留**されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないようにしましょう。
- 犬の飼養目的などに応じて適正な方法で**しつけ**をし、飼い主の制止に従うよう**訓練**しましょう。
- 特定犬**は**オリ**の中で飼いましょう。
- 散歩のときも、必ず**引き綱**をつけましょう。

鑑札・注射済票

(電話番号を書いた名札)



犬の放し飼いは…

- ①人を攻撃する(咬傷・傷害)
- ②他人の土地や農作物を荒らす(被害・損害)
- ③他の犬や猫とケンカを引き起こす
- ④交通事故の危険性
- ⑤いろいろな病気の感染や中毒の原因
- ⑥逸走の原因

など他人に迷惑をかけ、愛犬にも危害等が及びます。

特定犬

- 秋田犬、土佐犬、紀州犬、ドーベルマン、セントバーナード、ジャーマン・シェパード、グレートデン、アメリカン・スタッフォードシャー・テリア(アメリカン・ピット・ブル・テリア)
- 体高60cm×体長70cm以上の大型犬

オリ

- 上下四方が囲まれていること。
- 十分な強度があること。
- 人や動物に危害を加えない構造であること。

犬を放し飼いにした者は、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」により罰則が適用される場合があります

